

## 熱気球日本ランキング制度（NRS）

（目的）

**第1条** この制度は、熱気球日本ランキング（以下「NRS」という）の決定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施規定）

**第2条** NRSは、毎年1月1日から同年12月31日までを対象年度とし、この1年間に行われるNRSタスクによって、NRSランキングを定める。

**2** NRSの対象となるタスクは、NRSタスクとして実施されるタスクに限られる。このNRSタスクは一般社団法人日本気球連盟（以下「連盟」という）が主催するものと連盟が公認したものの二種類とする。

**3** 連盟以外の団体もしくは個人がNRSタスクを実施する場合は、連盟の「公認・後援規定」に定める公認を受けなければならない。

**4** NRSタスク実施の申請と告知はNRSタスク実施予定日の90日以前に行わなければならない。

**5** NRS認定基準は次のとおりとする。

（1）競技委員長及び競技委員会の主な構成員は、連盟の会員であること。

（2）実施されるタスクが「熱気球日本ランキング制度」を満たしたものであること。

（3）実施されるタスクに必要な競技規定のローカル規定の詳細と説明が添えられていること。

（4）主催者は、競技主催責任者1名を含む3名以上で構成される競技委員会を設置すること。

（5）その他、具体的な実施要項を提出すること。

**6** NRSタスクには、国際気球委員会（CIA）の発行する標準競技規定（以下「AXMER」という）をガイドラインとして使用する。但し、改変があった場合、事前にスポーツ委員会の承認が必要である。タスクの主催者は、AXMER中の採点に関する規定を除いて、改変することができる。

**7** NRSタスク成立に必要な要件は次のとおりとする。

（1）実施されたNRSタスクに、10名以上のNRSランキング制度登録選手が参加していること。

（2）NRSタスクが実施された結果、AXMERに定めるグループA及びグループBに該当する成績を得た競技者が参加者の過半数であること。

**8** 主催者は、NRSタスク終了後、速やかに実施されたNRSタスクの詳細な報告およびタスク成績をスポーツ委員会に提出しなければならない。

**9** スポーツ委員会は、次の場合、行われたNRSタスクの無効を宣言することができる。

（1）公平性を著しく損なったNRSタスクが実施されたと判断した場合。

（2）実施されたNRSタスクが、該当タスクの競技規定に著しく反していた場合。

（参加規定）

**第3条** NRSに参加する場合の資格、条件は次のとおりとする。

（1）NRSに参加しようとする者は、スポーツ委員会に選手登録を行わなければならない。

（2）NRSに参加する者は、熱気球操縦士技能証取得後、機長として50時間以上の飛行経験を有する連盟の会員でなければならない。

**2** スポーツ委員会に選手登録するための要件は次のとおりとする。

（1）熱気球操縦士技能証が有効であること。

（2）新規登録のパイロットは熱気球操縦士技能証取得後、50時間以上の機長としての飛行時間を証明するログブックのコピーの提出もしくは提示。

（3）年間登録料1万円。

**3** NRSに参加する場合に使用する熱気球は、次の要件を満たさなければならない。

（1）FAIスポーティング・コードによって熱気球と分類されたもの。

（2）連盟に登録され、有効な登録証及び耐空証明を有する熱気球。

（3）日本以外に常駐する機体で、連盟と同等以上とスポーツ委員会が認めた国外の機関に登録された熱気球。

(4) 競技主催者の定める有効な第三者賠償（対人、対物を含む）保険に加入していなければならない。

（ランキング計算）

**第4条** NRS参加者のランキングポイントの計算は次のとおりとする。

- (1) 対象年度に行われたNRSタスクでAXMERに定めるグループA及びグループBに該当する競技者を個人のタスクポイント対象とする。
- (2) 各タスクのポイントはAXMERに定める採点公式1/公式2を用いて計算し、大会参加の競技者数はグループA及びグループBの対象数とする。ただし、NRSタスクによるNRSランキング決定に使用するグループBの得点は以下のとおりとする。

$$1000 \times \frac{P+1-A}{P} \div 2$$

- (3) 全競技者がグループBのタスクは、計算対象外とする。
- (4) 自己の得たタスクポイント上位7タスク分の合計点、全タスク分の平均点、並びに次に定める加点を合計した実数（8000点満点）で順位を決定する。

①対象年度の熱気球世界選手権優勝者	加点 20点
②対象年度の熱気球世界選手権2位から5位入賞者	加点 15点
③対象年度の熱気球大陸別選手権優勝者	加点 10点
④対象年度の熱気球ジュニア世界選手権優勝者	加点 10点
⑤対象年度の熱気球女性世界選手権優勝者	加点 10点
⑥カテゴリー1大会優勝者	加点 10点
- (5) ランキングポイントが同位の場合、最上得点と最下得点の得点差が少ない方を上位とする。

（表彰）

**第5条** スポーツ委員会は、毎年NRSタスクの結果を集計して、上位10名を対象年度の「トップテン・パイロット」として表彰する。

附則

この制度は、平成30年（2018年）6月15日より施行する。

附則 平成30年（2018年）7月22日改正

この制度は、平成30年（2018年）7月22日より施行する。